

歴史的公文書の保存等について

公文書管理法

(特定歴史公文書等の保存等)

第15条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、第25条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第25条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

歴史的公文書の永久保存義務について

- （仮称）尼崎市公文書管理条例の規定及びこれに基づく制度は、国に準じる想定であり、歴史的公文書の利用請求権及びこれに付随する制度については国に準じて創設する方針である。その前提となる永久保存義務及びこれに関する制度は必須の規定となる。
- 他の基礎自治体の規定状況は以下のとおり

	自治体
法第15条に相当する規定あり	<u>大阪市</u> 、 <u>札幌市</u> 、 <u>相模原市</u> 、 <u>安芸高田市</u> 、 <u>草津市</u> 、 <u>秋田市</u> 、 <u>小布施町</u> 、 <u>高松市</u> 、 <u>三豊市</u> 、 <u>高根沢町</u> 、 <u>豊島区</u> 、 <u>渋川市</u> 、 <u>八王子市</u> 、 <u>市川市</u> 、 <u>鶴岡市</u> 、 <u>茅ヶ崎市</u> 、 <u>熊本市</u> ※下線は、利用請求制度あり
規定なし	名古屋市、宇土市、ニセコ町、志木市、藤沢市、天草市、大槌町、那須町、世田谷区、野洲市

公文書管理制度についての尼崎市の課題認識

○**施策の概要** 「（仮称）尼崎市公文書管理条例の制定について（令和2年10月公表）」
から抜粋

- 歴史資料として重要な公文書は、永久保存が想定されており、将来にわたって増え続けるため、物理的スペースや文書の保管体制に限界がある中では、本市の実情に応じた保存のあり方を検討していく必要があります。

歴史的公文書の廃棄について

●他の基礎自治体の規定状況は以下のとおり

		要件	自治体
廃棄を可能とする規定あり	首長（実施機関等）が単独で廃棄可	—	安芸高田市、小布施町、高根沢町、八王子市、市川市
	第三者機関の関与あり	<u>あらかじめ意見を聴く</u> ことを義務付け	大阪市、相模原市、豊島区、渋川市、茅ヶ崎市、熊本市
		<u>あらかじめ同意を得る</u> ことを義務付け	草津市
		<u>あらかじめ諮問する</u> ことを義務付け	札幌市、秋田市、高松市、三豊市
規定なし			名古屋市、宇土市、ニセコ町、志木市、藤沢市、天草市、大槌町、那須町、世田谷区、野洲市

歴史的公文書の廃棄のあり方（案）

- 国においては、「歴史資料として重要でなくなると認める場合」について、「劣化が極限まで進展し歴史資料として重要でなくなると判断されるという外形的な要素のみがその理由として是認される」と極めて限定的に運用されている。

（国の「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」より）

- 先進自治体の条例においては、各自治体の実情に応じた規定が設けられており、廃棄にあたっては、あらかじめ第三者機関に意見を聴くなどの規定が確認できる。

- 歴史的公文書は永久保存が前提であり、将来にわたって増え続けることとなるが、紙文書の場合、物理的スペースや文書の保管体制に限界があることや、時代の変化とともに選別基準の見直しもあり得る中で、一旦、歴史的公文書と決定された文書について、国と同様の要件に限り廃棄を可能とすることは現実的ではないことから、（仮称）尼崎市公文書管理条例においては、先進自治体に倣い、第三者機関の関与のもとに、廃棄を可能とする規定を設けることが妥当である。